

(仮称)しおどめ学童保育所及び(仮称)おおそね学童保育所運営業務委託公募型プロポーザルに係る審査評価表

別紙 1

評価項目	評価の視点	判断基準(目安)	配点	判断資料
業務実績	・ 過去5年以内に、放課後児童健全育成事業(学童保育所)を履行した十分な業務実績を有しており、確実な業務の実施を期待できるか	・非常に優れている・・・10点 ・優れている・・・8点 ・普通・・・6点 ・やや不十分・・・4点 ・不十分・・・2点	10	業務実績(様式第2号)
事業計画・経営状況	・ 両事業を運営するにあたって理念や考え方、取組や計画について具体的な定めがあるか	・非常に優れている・・・10点 ・優れている・・・8点 ・普通・・・6点 ・やや不十分・・・4点 ・不十分・・・2点	10	企画提案書(任意様式)
	・ 組織として安定的な事業運営が可能か。			・会社概要書(様式第3号) ・法人の財務諸表(直近3か年)(任意様式)
事業実施体制	・ 職員配置について、職員の資格や経歴等を含め具体的に記載され、本事業の適正な運用が可能かどうか	・非常に優れている・・・20点 ・優れている・・・16点 ・普通・・・12点 ・やや不十分・・・8点 ・不十分・・・4点	20	職員体制計画書(様式第4号)
	・ 質の向上に向けた研修計画や方針を定め、内部研修、外部研修機会の確保、情報共有方法等具体的な取組を実施しているか			企画提案書(任意様式)
事業実施に係る提案	・ 児童が見通しを持って主体的に過ごし、基本的な生活習慣を習得できるような具体的な援助方法や、児童の気持ちや意見を聞く取組や工夫について具体的な育成支援方法が記載されているか	・非常に優れている・・・20点 ・優れている・・・16点 ・普通・・・12点 ・やや不十分・・・8点 ・不十分・・・4点	20	企画提案書(任意様式)
	・ 育成支援内容の記録方法、個別支援計画の作成等、障害のある児童等の受入及び支援の方法を具体的に定め、運用しているか			
	・ 児童虐待における、関係機関との連携や児童の支援方法、児童虐待を発見した後の通告の手順や、緊急性があると思われる場合の対応と手順について具体的に定め、運用しているか。また、虐待等の防止や、子どもの人権や尊厳を守る責務の遵守のための取組等、子どもの権利擁護に関する取組が徹底されているか			
	・ おやつを提供時間や提供方法等の工夫、長期休業中等における昼食の注文支援について、支援方法が具体的か			
	・ 食物アレルギー事故、窒息事故、食中毒等を防止するための対応に係るマニュアルを定め、運用をしているか			
	・ 保護者に対する、育成支援の状況や児童の様子についての説明機会、お知らせ等の周知方法が具体的か			
	・ 児童の登所や帰宅の状況について、登退所管理システムの活用も含め安全を確保する取組が徹底されているか			
運営管理	・ 個人情報保護及び情報開示の2つの観点について、整備すべき管理体制や管理方法を定めた管理規定等により徹底され、全職員で共有されているか	・非常に優れている・・・5点 ・優れている・・・4点 ・普通・・・3点 ・やや不十分・・・2点 ・不十分・・・1点	5	企画提案書(任意様式)
	・ 児童や保護者等からの相談、意見及び要望、提案、また、苦情解決の組織体制や取組が具体的かつ徹底されているか			
安全管理・危機管理	・ 日常の衛生管理や、必要な医薬品、医療品の適正管理、食中毒や感染症の発生の防止について、また、発生時の対応方針や業務継続計画の策定がされ、運用されているか	・非常に優れている・・・10点 ・優れている・・・8点 ・普通・・・6点 ・やや不十分・・・4点 ・不十分・・・2点	10	企画提案書(任意様式)
	・ 事故やケガの防止や発生時の対応に関するマニュアルの作成及び、マニュアルに沿った訓練又は研修が実施されているか			
	・ 災害等の発生に備えた計画や防災・災害発生時対応マニュアルの作成及び訓練を実施しているか			
	・ 災害等が発生した際の対応に係る、業務継続計画を策定しているか			
	・ 防犯・不審者対応マニュアルの作成、マニュアルに沿った訓練を実施しているか			
	・ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、市へ情報提供するなど、虐待の防止のための措置に関する事項を実施しているか			
価格評価	・ (最低見積額)÷(提案金額)×25(点) (小数点以下四捨五入)	事務局にて左記式より算出	25	見積書(様式第6号)
合計点数			100	

※評価方法については、加点減点方式とし、50点を基準点として評価する。